

令和 8 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1. 事業実施方針

港南区生活支援センターは、精神障害者の生活を支える拠点として、これまで地域関係機関とともに歩みを進めてきた。居場所機能として安心安全な施設の管理、相談機能として幅広い相談に応じられる経験や地域とのネットワークを大切に、平成 14 年より運営を継続している。

生活支援センターは、区や基幹相談支援センターとともに区自立支援協議会の事務局として、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に向けて様々な取り組みを進めている。最近の傾向として、10 代 20 代の若年層が通所先や医療機関などからの紹介でセンターにつながるケースが増えている。その多くは発達障害で対人関係や就労・生活面などに課題を抱えており、障害特性に配慮した対応や支援が重要となる。当センターを運営する「社会福祉法人青い鳥」は、発達障害児・者支援において長年培ってきた実績を持っており、職員もその知識や経験を活かして日々の支援にあたっている。

また当事者活動の推進としては、これまでピアサポーター育成等も少しずつ行ってきたが、今後は法人と協力しながら、ピアスタッフの雇用に向けても前向きに取り組みを進めていきたい。

港南区生活支援センターは

地域で果たす役割と機能について、以下の 5 点に重点を置き、引き続き取り組んでいきたいと考える。

【1. 地域の身近な窓口（一次相談支援機関）として様々な相談に取り組む】

「ライフステージに合わせた支援」「ひきこもり支援」「発達障害者支援」の 3 点に重点をおく

【2. 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向け、医療や行政と連携し、地域福祉として取り組む】

区内関係機関と構築した「ソーシャル・サポート・ネットワーク」を活かした実践を行う

【3. 「地域生活支援拠点機能」の整備に向け、具体的に地域の体制作りに取り組む】

障害者や家族の高齢化を踏まえた「親なき後」に備えると共に、入所施設や精神科病院からの地域移行を推進し、障害のある方の暮らしを地域全体で支えるため、ネットワーク強化を目指す

【4. 地域における障害者理解に向けて、普及啓発活動や地域人材の育成に取り組む】

【5. 地域で暮らす障害者の社会参加支援に取り組む】

2. 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

<居場所支援>

- ① フリースペース… ひき続き感染症対策など衛生面に十分配慮し、利用者が安全で安心し

て過ごすことができる場を提供する。一人でゆっくり集中して静かに過ごしたい利用者向けに、区切られたスペースも設置している。またテレビや卓球台、ゲーム類などを常設しており、一人でも利用者同士でも楽しめる環境を整備している。

センターでの会話等を通じて利用者との信頼関係を築くことを大切に、潜在的なニーズの掘り起こしを行い、必要に応じた個別支援につなげるよう意識したい。

② 静養室 … 体調が優れなかったり、休憩を取りたい時などに利用できる和室を提供する。2 部屋あり、独りで落ち着いて利用できる環境となっている。

<各種サービス提供>

① 夕食サービス

- ・ 500 円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した食事を提供する。
- ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニューを取り入れる。
- ・ センター利用につながるきっかけとしての役割をもつ。

② 入浴サービス（石鹸、シャンプー販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）

- ・ 入浴サービスを通じて、身の衛生観念を身につけてもらう。
- ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。
- ・ 衛生や安全面などに配慮し、安心して利用して頂けるよう管理を行う。

③ 洗濯サービス（洗剤販売）

- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。

④ コピー、印刷サービス

⑤ 飲料水、氷の提供

⑥ 物品の貸し出し（オーディオ機器、スポーツ用具）

- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。

⑦ 新聞、精神保健に関わる冊子の購読

<情報提供>

- ・ 生活や福祉・制度・当事者活動に関する情報の掲示を行う。
- ・ 就労に関する情報を提供し、ニーズに合わせて就労支援機関につなげる役割を果たす。
- ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う。
- ・ グループホームなど住まいに関する情報提供を行い、必要に応じて支援を行う。
- ・ 各関係機関からの情報（各種チラシ、案内、各区センター便りなど）を掲示する。

(2) 相談支援

生活支援センターは、区役所や基幹相談支援センターと共に、地域の相談支援専門機関としてあらゆる相談を受け止める「一次相談支援機関」の役割を担っている。精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関、地域における様々な相談に応じ、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関等と連携し、支援ネットワークを構築することが求められる。本人の「意思決定支援」を大切にアセスメントによりニーズを見極め、必要に応じて各種事業（計画相談支援、地域移行支援など）の利用登録につなげていく。

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる。
- ・ 金銭管理に課題のある場合には、使い方や管理方法を一緒に考えるなどのサポートを実施し、必要に応じてあんしんセンター利用など、関係機関と連携し支援を行う。
- ・ センター利用者の高齢化に伴い、本人状況の確認をしながら必要な取り組みを行っていく。地域包括支援センターと連携を強化し、障害と高齢の切れ目のない支援体制を整備する。
- ・ 地域関係機関と連携し、若年層の精神保健福祉やひきこもり支援に取り組む。
- ・ 基幹相談支援センターや地域ケアプラザ、区役所等と連携し、地域の中の「精神保健分野」における困りごとについての相談や各関係機関・地域へのコンサルテーションを行い、地域の精神保健福祉支援の向上に努めていく。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関、地域と連携して本人を取り巻くネットワークを構築する。各機関で役割を分担しながら、支援を継続させていく。

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

- ・ 本人の状況や取り巻く環境を把握し、地域生活の継続や再発防止、ひきこもりや治療中断者、未治療者の方への訪問・同行、社会資源につなぐための同行などの支援を行う。
- ・ 日常的にセンターを利用している方で、生活状況の課題など必要性があれば、積極的に訪問や同行支援の案内をしていく。継続的支援が必要な方には、本人や関係機関等と目標を共有し、計画的に定期訪問を実施する。
- ・ 区役所、基幹相談支援センター、ケアプラザ他地域の身近な支援者などからの情報により、支援が見込まれる方に対し、情報提供者と共に訪問する機会を設ける。
- ・ ひきこもりの方の中には、潜在的に精神疾患が疑われるケースも多いと思われ、区役所や「青少年相談センター」等と連携して家族や本人への働きかけを進めていく。状況に応じて、医療機関につなげる支援を行う。
- ・ アウトリーチ支援会議などを通じて区生活支援課と連携を強化し、支援が見込まれる方については、協力して訪問するなどセンターにつながる働きかけを行う。

(4) 専門相談

＜精神科嘱託医による相談＞

- ・ 区内精神科病院の協力のもと、精神科医による専門相談を実施する。（月 1 回程度）

○対象者

- ・ 主治医はいるものの、薬や治療法などについて医師の意見を求める方
- ・ 精神科受診はしていないが、不安や心配があり専門医に相談を求めている方
- ・ 家族や身近な人が精神疾患の疑いがあり、専門医に相談したい方

その他、センター職員や地域関係機関職員で、精神科医の助言を必要とする場合に相談を行う。

＜臨床心理士による相談＞

- ・ 臨床心理士による専門相談を実施する。（月 2 回程度）

○対象者

- ・精神科通院しているが、心理的不安についてじっくり相談したい方
 - ・自身の課題や今後の方向性について、一緒に考え整理してもらいたい方
 - ・家族や身近な人との関わりについて相談したい方
- その他センター職員が担当するケースについて共有し、連携して支援にあたる。
本人のみでなく、家族や関係者からの相談にも応じる。

(5) 地域連携

港南区における精神保健福祉及び関係機関とのネットワークを活かし、地域福祉の向上を目指す。新たに「在宅医療相談室」とのつながりもでき、今後も連携して取り組みを進めていきたい。

- ① 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課、地域ケアプラザとの定例会議（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ② 港南区自立支援協議会における各種活動（事務局、部会、全体会、代表者会議）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、関係機関等）
- ④ 近隣施設との合同防災訓練の実施
- ⑤ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑥ 区社会福祉協議会主催による「つながり事業」協力
- ⑦ 地域ボランティアの受入れ（うたサークル、ピア活動、イベント補助等）
- ⑧ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑨ 関係機関の事業所見学受入れ
- ⑩ 就労継続支援事業所への清掃業務の委託（わーくす）（*注 1）
- ⑪ 関係機関と共同開催のイベント実施（港南ネットまつり（*注 2）、あおぞら交流会（*注 3）、そよかぜまつり（*注 4））

（*注 1） わーくす … 就労継続支援 B 型事業所 パステルの日常清掃作業

（*注 2） 港南ネットまつり … 精神保健福祉に関わる機関で実行委員会を設置し、年 1 回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民や参加機関との交流を図っている。

（*注 3） あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

（*注 4） そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年 1 回開催し、地域住民との交流を図っている。

(6) 自主事業

センターの内外で実施される定期的や季節による活動を通して、他者とのコミュニケーションや余暇を楽しむ機会を提供する。また、利用者ニーズを活かしたプログラムを実施することで、主体的に創造し展開していけるよう取り組む。

- ① 当事者主体のプログラムの開催（余暇支援、ミーティングなど）
- ② 健康や生活に役立つ講座やプログラムの開催

- ③ 運動を楽しむプログラムの開催（ソフトボール、卓球など）
- ④ 余暇を楽しむプログラムの開催（うたサークルなど）
- ⑤ 季節イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの交流行事）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示

(7) 家族支援

- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて専門相談（嘱託医・心理士）や医療機関、行政につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会との交流や活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へ広報をする。
- ・ ケアプラザや行政など地域関係機関と連携し、自宅訪問や面談・電話による継続的な相談に応じ、必要な支援を行う。
- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り機能や福祉サービス等の社会資源につなげる役割を持つ。
- ・ 家族を対象とした「家族教室」などの講座やプログラムを企画する。

(8) 普及啓発活動

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等の支援者のほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向け、地域における様々なネットワークに参画することで、センターの機能や地域で果たす役割について普及する機会を持つ。ピアサポーターの協力も重要である。
- ・ 区自立支援協議会等を通じ、地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会など障害理解に向けて、小中学校など教育機関への普及活動を行う。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、幅広く地域や家族、支援者を対象とした講座の開催やイベントを企画するなど、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

(9) 精神障害者退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設、基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、ひき続き啓発活動に取り組む。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や「自立生活アシスタント事業」「自立生活援助」「計画相談」と連携した支援を行う。
- ・ 地域の社会資源やネットワークを幅広く活用し、対象者の希望に沿った地域生活の実現に取り組む。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 登録者に対し引き続き支援を行い、登録期間が長期化している方が、安心して支援終了で

きるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たににつなげられるよう努める。

- ・ 登録者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。
6 か月毎に本人と区役所MSWとで振り返り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 登録者が支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後もセンターの従来機能につなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「退院サポート事業」と連携しながら、長期入院患者の退院後の支援体制を整備し、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・情報公開への取り組み
- ② 障害者虐待防止・権利擁護への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見聴取・苦情解決への取り組み（苦情解決規則、第三者委員設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者等の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 災害時における在宅要援護者のための福祉避難場所の協力

(12) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ センターでの関わりから計画相談支援が必要と思われるケースを見極め、利用登録につなげるようにし、より良い生活に向けたケアマネジメントを実践する。
- ・ 行政や地域関係機関からの紹介により、支援が必要なケースについてネットワークを活かしたマネジメントを行う。
- ・ 相談支援専門員の資格取得を奨励し、職員が他事業と兼務しながら計画相談支援事業に取り組むことができるよう体制を整備する。
- ・ センター内で実施している自立生活援助や地域移行支援等の他事業と連携しながら、計画相談に取り組んでいく。

(13) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 病院からの退院支援にあたり、事業対象となる方については、積極的につなげていく。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。

(14) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を行っていく。

(15) 自立生活援助事業

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 「自立生活アシスタント事業」との連携により、対象となる方については、積極的に事業の利用に取り組んでいく。
- ・ 計画相談支援事業や他事業と連携しながら、利用者の地域生活を包括的にサポートし、終了後も安心して地域生活を送ることができるよう、必要な支援やサービスをつなげていく。

3. 職員の配置・育成

(1) 職員配置 (相談員)

- ・勤務は2交代制とし、早番・遅番共に原則3名以上の職員を配置する。
- ・常勤、非常勤相談員の他、調理や事務業務を担うアルバイト職員を複数名配置する。

氏名	取得資格	経験年数(*1)	担当業務
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	19年9か月	施設運営全般、金銭出納管理、地域ネットワーク、センター連絡会、運営連絡会、防火管理者、計画相談支援、基本相談支援、サービス管理責任者
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	5年	防災訓練、地域ネットワーク、センター連絡会、運営連絡会、退院サポート事業、火元責任者、計画相談支援、基本相談支援、港南区委託事業
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	16年	自立生活アシスタント(主任)・自立生活援助事業、計画相談支援、基本相談支援
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	8年	実習生担当、退院サポート事業、港南区委託事業、計画相談支援、地域ネットワーク、基本相談支援
	精神保健福祉士 相談支援専門員	4年	計画相談支援、備品管理、基本相談支援、地域ネットワーク
	精神保健福祉士	3年8か月	自立生活アシスタント・自立生活援助事業、基本相談支援、地域ネットワーク、当事者活動支援
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	8年	計画相談支援、基本相談支援、退院サポート事業、余暇支援
	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	8年1か月	計画相談支援、基本相談支援、余暇支援
	精神保健福祉士	2年11か月	基本相談支援、自立生活アシスタント、当事者活動支援
	精神保健福祉士 相談支援専門員	2年8か月	計画相談支援、基本相談支援、退院サポート事業、
			基本相談支援、当事者活動支援

(*1)経験年数は、令和8年4月1日時点

○その他 嘱託医：6名 臨床心理士：1名 事務・調理アルバイト：9名

(2) 人材育成

- ・職員の専門性を担保し、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士や社会福祉士の資格取得者を相談員として配置している。
- ・指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要な研修に積極的に参加する。
- ・相談支援技術やケアマネジメント技術などの向上に向けて、外部研修への積極的な参加と事例検討など内部研修を適宜実施する
- ・区自立支援協議会に参画し、制度や社会資源等についての勉強会や事例検討を実施する。
- ・事業所運営の基礎となる個人情報保護や人権、虐待防止、BCPについての研修を実施する。
- ・法人が企画する研修に参加するほか、法人内事業所との交流などを通じて学びを深める。

令和8年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：港南区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	90,396	77,479	3,933	8,984	
法人負担金	0				
合計	90,396	77,479	3,933	8,984	

【支出】

科目	金額				左記「金額」のうち法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	74,181	62,316	3,461	8,404	0	
						常勤1名
						常勤5名
非常勤職員	10,392	9,340	507	545		相談員4名
アルバイト	6,419	6,419				5名雇用
調理アルバイト	2,054	2,054				7名ローテーション(R7.6)
嘱託医賃金	747	747				月3コマ×12ヶ月
法定福利費	9,315	9,315				社会保険、労働保険
退職給与引当金	1,726	1,726				横浜市社協、福祉医療機構
福利厚生費	36	36				ハマふれんど会費
労務厚生費	120	120				健康診断料
施設管理費	7,705	7,705	0	0	0	
光熱水費	4,580	4,580				6年度実績並み
庁舎管理	3,275	3,275				ケアプラザ按分、G30増加
修繕積立金	0					
入浴サービス等実費徴収額	△ 150	△ 150				7年度予算並み
運営費	5,510	4,458	472	580	0	
旅費	330	165	66	99		職員交通費、駐車場代
消耗品費	600	480	60	60		日用品、利用者用
印刷製本費	0	0				名刺印刷
修繕費	750	750				小破修繕、共用部対応
通信運搬費	810	567	81	162		電話郵便インターネット等
賃借料	1,263	757	253	253		車、製氷機、PC、コピー
備品等購入費	300	300				単価の高いもの、長期使用物品
保険料	450	450				損保(利用者、職員向け)
雑費	1,007	989	12	6		別紙内訳参照
本部繰入金	3,000	3,000				前年度同額+修繕積立分加算
合計	90,396	77,479	3,933	8,984	0	